

既存住宅状況調査 技術者講習（会場講習）

建築CPD情報提供制度認定プログラム

宅建業法の改正により既存住宅状況調査が法律的に位置づけられ、この業務を行うのは一定の講習を修了した建築士と規定されました。

既存住宅状況調査業務は、建築士事務所のその他業務として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されます。このような業務を行うにあたっての基礎的講習となりますので、建築士事務所並びに建築士の業務の拡大のために、この機会にぜひ、ご受講ください。

! フラット35適合証明技術者の登録をするためには、既存住宅状況調査技術者であることが必要です。

主催 / (一社)日本建築士事務所協会連合会 (国土交通省既存住宅状況調査技術者講習 登録第5号)

【更新講習】

受講対象 既存住宅状況調査技術者（資格の有効期限が過ぎていない方）

他団体の既存住宅状況調査技術者講習の修了者でも、本会で更新講習を受講できます。

受講料 16,700円（税込） ※テキスト代、登録料を含む

定員 各日 30名

講習日程

会場コード	B2661
開催日時	令和5年9月5日（火）9:20~12:40（受付9:00~） ※13:30~「フラット35適合証明技術者講習」を行います
会場	紫明会館 講堂（京都市北区小山南大野町1番地）
申込受付	令和5年8月25日（金）まで ※土日祝、お盆は除く
会場コード	B2662
開催日時	令和5年11月17日（金）9:20~12:40（受付9:00~） ※13:30~「フラット35適合証明技術者講習」を行います
会場	紫明会館 講堂（京都市北区小山南大野町1番地）
申込受付	令和5年10月31日（火）まで ※土日祝、お盆は除く

「フラット35
適合証明技術者
業務講習」と
同日開催

「フラット35
適合証明技術者
業務講習」と
同日開催

【新規講習】

令和5年12月までに会場講習を開催する予定です。
決まり次第、ホームページにアップします。

この講習をご受講いただければ
「フラット35適合証明技術者業務」
の登録に間に合います。

◎オンライン講習も実施中 お申込みはコチラ→ <https://www.njr.or.jp/inspection/online/>

お申し込み方法等は、以下ホームページをご確認ください。

(一社)日本建築士事務所協会連合会 <https://www.njr.or.jp/inspection/venue/renew/>

(一社)京都府建築士事務所協会 <https://www.kyoto-kenchiku.com/>

お問い合わせ先 / (一社) 京都府建築士事務所協会 TEL: 075-334-5277